

再び「老健の役割」について ～（その2）

前回は全老健のパンフレットに掲げる「老健の役割」についてお話致しました。今週も其の続きをお話いたします。

その前にやはり大事なお話を致します。それは、今月の『老健』2月号をご覧になって下さい。

「高齢者の“転倒”は疾患（老年症候群）である」と明瞭に言い切っています。

高齢者は介護者の落ち度で転倒するのではありません、疾患の為せる業であるということです。

リスクマネジメントをしっかりと行っている施設も行っていない施設も有意差なく転倒が起きているという事実から導き出された結論です。

どこの介護施設でも転倒が発生した場合、転倒したのは施設の対応が悪いためではないか、スタッフがもっとよく注意していれば防げたのではないか、事故と家族から思われるのではないか、など自責の念が各自の頭をよぎるのではないのでしょうか、しかしそれで介護業務が後ろ向きになってしまっは本末転倒になってしまいます。勿論転ばないように注意・見守りすることは大事なことです。後悔ばかりで前に進めなければ転倒してしまった方をも間接的に責めかねないので被介護者に対して失礼とも言えましょう。

『老健』の上記の言葉は現場の人々に勇気を与えて背中を押してくれる有難い言葉と思います。自信を以て業務にあたりましょう。

其の上で本日の次の本題です。本日の「老健の役割」はそのパンフレットの2ページ目です。法令上でも老健の役割はしっかり明示されていますよ、ということ、を、言っています。

老健は“在宅支援施設”です！

介護保険法改正により新しい老健の定義が明記

2017年6月改正の介護保険法では、第8条に、“在宅支援施設”と明記されました。もとも、1999年の省令の基本方針で老健は在宅復帰施設と定義され、その概念は広く知られていましたが、今回の法改正によって、在宅支援といったより大きなくくりで、老健の機能が示されるようになりました。

介護老人保健施設の定義

【根拠法】 介護保険法

第8条(定義)

介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設

改正

(2017年6月2日法律)

第8条(定義)

介護老人保健施設とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設

これまでの運営基準(厚生省令第40号)により、老健施設の「在宅復帰」が定義付けられていたが、今回の改正において、上位概念である介護保険法(根拠法)によって、「在宅支援」が明示された。

- 在宅支援・在宅復帰のための地域拠点となる施設
- リハビリテーションを提供する機能維持・回復の役割を担う施設

※老健施設が持つ

「在宅支援」機能

- ① 入所サービス
- ② 短期入所療養介護
- ③ 通所リハビリテーション
- ④ 訪問リハビリテーション

【介護保険施設の比較】

	介護老人保健施設	介護医療院	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
概要	リハビリテーション等を提供し、在宅支援・在宅復帰のための施設	長期療養・生活施設	生活施設
根拠法	介護保険法(介護老人保健施設) 医療法:医療提供施設	介護保険法(介護医療院) 医療法:医療提供施設	介護保険法(介護老人福祉施設) 老人福祉法(特別養護老人ホーム)

充実した在宅生活の維持を目指して

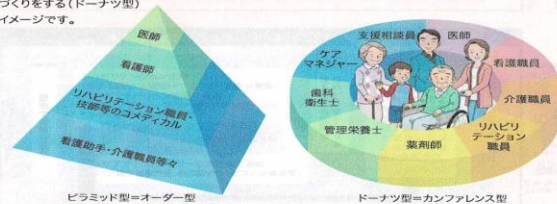
老健では、利用者が“現在できること”を客観的に評価するICFの考えに基づいた介護を行います。まずインテークを行い、状態像の確認やその方の方の人生背景を考慮しながら、ICFステージングに基づいたアセスメントをします。利用者の状態像を共有しつつ、その方にとってどのような人生を送ることが良いのかを見定めながら、家族をまじえて、利用者の自立面をバックアップしていきます。老健退所後も、引き続き在宅生活を支援し、「自立」に資する介護を提供しています。



老健の多職種協働はドーナツ型

老健では、各職種が専門性を発揮しながら、医療や保健、介護など、職種の垣根を超え、チームとして利用者にサービスを提供します。これを多職種協働といいます。

各専門職の立場に上下(ピラミッド型)はなく、利用者を中心にし、円で囲むように手を取り合って体制づくりをする(ドーナツ型)イメージです。



老人保健施設一羊館の理念

利用者の方々すべてに尊厳・安心・満足を！

一羊館の行動指針

私たちは、保健・医療・福祉の架け橋のプロに徹します。
私たちは、利用者の QOL・職員の QOL・健全経営の3立を目指します。
私たちは、質向上のために日々の小さな工夫を忘れません。



話し合いの3原則：

- ①相手の意見は決して否定しないでしっかり聞きます。
- ②自分の意見はしっかり言う。ポジティブ表現で言います。
- ③正解は一つではないことを自覚して自制します。